

平成 20 年度事業計画の概要

平成 2 0 年 4 月 9 日

日本郵政株式会社

郵便事業株式会社

郵便局株式会社

日本郵政株式会社 平成 20 年度事業計画の概要

1. 事業子会社の経営の基本方針等の実施の確保等

経営の重要方針を定めたグループ基本方針等に基づき、グループ各社の経営管理を行う。特に平成 20 年度は、グループ全体のコンプライアンス水準の向上を最重点課題として、コンプライアンスの徹底に取り組む。

- グループ各社のコンプライアンス・プログラムとその推進状況及び各社の内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、支援・指導を行う。
- 郵便のユニバーサルサービス及び郵便局ネットワークの維持に向け、郵便事業会社及び郵便局会社に支援・指導を行う。
- ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の上場に向け、内部管理態勢構築、株式売出し方法の検討等上場準備を推進する。
- 社会・地域貢献基金を積立て、運用を行う（平成 20 年度は社会貢献資金及び地域貢献資金の交付予定はなし。）。
- グループ各社とともに社会的責任を踏まえた障害者雇用の推進、災害時の支援、CO₂の削減などの CSR 活動に取り組む。

2. 事業子会社の業務支援

グループ全体の業務効率の向上を図るため、グループ各社の間接業務を日本郵政に集約して実施する。具体的には以下の業務を実施する。

- ① 電気通信役務及び情報処理サービス（PNET 等システムの運用、開発）
- ② 人事及び経理に関する業務（給与計算事務、請求書発行関係事務、債権・債務データ消込処理等）
- ③ 福利厚生に関する業務（労働安全衛生法に基づく健康管理業務、レクリエーション施設の提供）
- ④ 不動産管理等に関する業務（不動産管理、設計・工事監理等）
- ⑤ 人材派遣・紹介の業務（労働者派遣、非正規社員紹介）

※ 子会社形態で実施

3. 病院の運営

逓信病院（14 ケ所）を運営し、各病院の経営改善に取り組む。

- 外部専門家を活用し、経営改善のノウハウ等を導入する。
- 地域医療機関との連携強化による患者数の増加、救急医療態勢の強化による救急患者の取り込み等により増収を図る。
- 委託契約の見直し、医薬品等の在庫管理の適正化等により業務の効率化を図る。

4. 宿泊施設の運営

宿泊施設（メルパルク：11 ケ所、かんぽの宿等：71 ケ所）の譲渡又は廃止までの間（民営化 5 年以内）、宿泊施設の運営を行う。

- 早期の円滑な譲渡又は廃止に向けて取り組む。
- 社員の接遇レベルの向上等により顧客満足度の向上を図る。
- 付加価値の高い商品の開発、旅行会社と提携した商品の開発などにより客室稼働率・宿泊単価を向上させ、収益改善を図る。
- 飲食・売店部門などの業務委託の直営化により効率化を推進する。

5. 資金計画書、収支予算書

(1) 資金計画書

- 収入：3,410 億円（貯金旧勘定交付金：967 億円、間接業務手数料：908 億円、配当収入：490 億円、宿泊事業収入：436 億円 他）
- 支出：3,372 億円（人件費：1,567 億円、物件費：1,261 億円 他）

(2) 収支予算書

- 営業収益：3,207 億円
- 経常利益：1,068 億円
- 当期純利益：1,129 億円

宿泊施設（メルパルク・かんぽの宿等）の取扱いについて

① メルパルクの取扱い

- ・ 施設の立地条件等を踏まえ、その取扱いについて検討中。

② かんぽの宿等の取扱い

- ・ 4月から譲渡先を募集する手続きを開始。（日本郵政株のホームページで公告）
- ・ 譲渡は、日本郵政株の社員を含めた事業体として一括で行う。

（全71か所（ゆうぽうと除く））

※ ゆうぽうとについてはこの対象外として検討中。

○ 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号） 附則

<参考>

第二条 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次に掲げる施設の譲渡又は廃止

イ 承継計画（郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。ロにおいて同じ。）において定めるところに従い会社が承継した郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。ロにおいて「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第四条第一項の施設（メルパルク）

ロ 承継計画において定めるところに従い会社が承継した整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第百一条第一項の施設（かんぽの宿等）

二 前号イ又はロに掲げる施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

施設分布図

- かんぼの宿等：72
- ・かんぼの宿 : 66
 - ・かんぼの宿（休館中/更地） : 3
 - ・ゆうぼうと : 1
 - ・ゆうぼうとレクセンター : 1
 - ・ラフレさいたま : 1

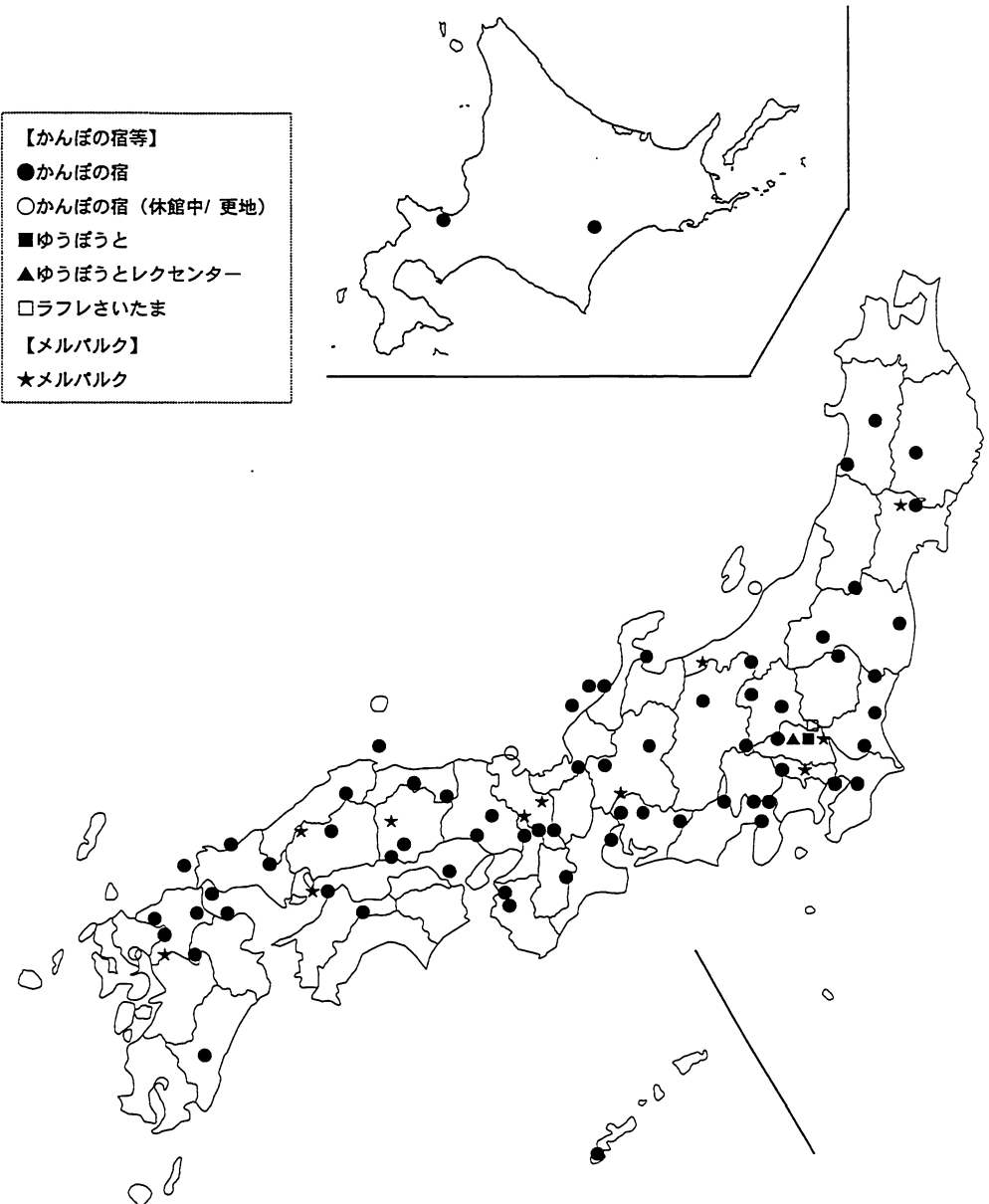
メルバルク：11

管内	かんぼの宿等		
北海道	①小樽	②十勝川	
東北	①一関(岩手) ④酒田(山形)	②横手(秋田) ⑤郡山(福島)	③松島(宮城) ⑥いわき(福島)
関東	①大洗(茨城) ④栃木喜連川温泉(栃木)	②潮来(茨城) ⑤草津(群馬)	③塩原(栃木) ⑥磯部(群馬)
	⑦寄居(埼玉) ⑩旭(千葉)	⑧ラフレさいたま(埼玉) ⑨鴨川(千葉)	⑪勝浦(千葉)
東京	①青梅	②ゆうぼうと	
南関東	①箱根(神奈川)	②石和(山梨)	
信越	①柏崎(新潟)	②諏訪(長野)	
北陸	①富山(富山) ④福井(福井)	②山代(石川) ③白山尾口(石川)	
東海	①熱海(静岡) ④焼津(静岡)	②修善寺(静岡) ⑤浜名湖三ヶ日(静岡)	③伊豆高原(静岡) ⑥三ヶ根(愛知)
	⑦知多美浜(愛知) ⑩熊野(三重)	⑧恵那(岐阜) ⑨岐阜羽島(岐阜)	⑪鳥羽(三重)
近畿	①彦根(滋賀) ④大和平群(奈良)	②舞鶴(京都) ⑤奈良(奈良)	③富田林(大阪) ⑥白浜(和歌山)
	⑦紀伊田辺(和歌山) ⑩淡路島(兵庫)	⑧有馬(兵庫) ⑨赤穂(兵庫)	
中国	①皆生(鳥取) ④竹原(広島)	②美作湯郷(岡山) ⑤光(山口)	③庄原(広島) ⑥湯田(山口)
四国	①観音寺(香川) ④道後(愛媛)	②坂出(香川) ⑤伊野(高知)	③徳島(徳島)
九州	①北九州(福岡) ④別府(大分)	②柳川(福岡) ⑤宇佐(大分)	③島原(長崎) ⑥日田(大分)
	⑦山鹿(熊本)	⑧阿蘇(熊本) ⑨日南(宮崎)	
沖縄	①那覇		

注 斜字は、休館中施設

メルバルク
★仙台(宮城)
★東京
★横浜(神奈川)
★長野(長野)
★名古屋(愛知)
★大阪(大阪)
★京都(京都)
★岡山(岡山)
★広島(広島)
★松山(愛媛)
★熊本(熊本)

- 【かんぼの宿等】
- かんぼの宿
 - かんぼの宿（休館中/更地）
 - ゆうぼうと
 - ▲ゆうぼうとレクセンター
 - ラフレさいたま
- 【メルバルク】
- ★メルバルク



郵便事業株式会社 平成 20 年度事業計画の概要①

1. 業務運営の基本方針

「郵便のユニバーサルサービスを維持しつつ、人々が安心できるコミュニケーション、確実、迅速な物流機能を提供することにより、「人、企業、社会を真心で結ぶネットワーク」を創出します。」との経営理念のもと、20 年度は、以下の取り組みを実施。

(1) 効率的な事業運営

ユニバーサルサービスとしての郵便サービスの提供を確保するため、効率的な事業運営に努める。

- ・ 区分機での作業処理の拡大、作業方法の見直し、業務システム化や、間接業務の削減など、人件費を抑制したスリムな経営体質の実現に取り組む。
- ・ 費用対効果を踏まえた経費使用等の徹底、調達コストの削減。
- ・ 運送分野について、日本郵便輸送準備会社において、郵便物等の運送事業会社を子会社化。21 年 3 月末を目途に 1 社に統合し、長期安定的に高品質かつ効率的な物流サービスの提供体制を構築。

(2) 経営資源の積極的活用

- ・ 国内物流分野において、荷主企業に対し、効率的な物流業務の改善に関する提案を行うとともに、荷物の輸送、保管、荷さばき等の一連の物流業務を一括して受託するロジスティクス事業を提供。
- ・ 国際物流分野において、荷主ニーズの大きい日本と中国・アジアを中心に、小口貨物から大口の貨物まで幅広いサービスの展開を図る。

(3) お客様の視点に立ったサービスの提供

- ・ 年賀郵便について、20 年年賀における様々な取組により、下げ止まりとなったが、新商品の販売には不調のものもあったため、これらの見直しにより、年賀郵便の利用の増加を図る。
- ・ ダイレクトメール市場の活性化等のため、広告業務を行う関係会社を活用。

- ・ ゆうパック等については、民営化時に郵便法の対象から外れ、民間宅配事業者と同様に貨物運送法制のもとで、柔軟にサービスを提供。
- ・ 引き続き、2 万 4,000 の郵便局窓口を通じた、商品・サービスの提供の維持、向上に取り組むとともに、集配拠点の再編の実施に伴うサービス水準の低下が生じないようにするなど、現行サービス水準の維持を図る。

(4) 経営の信頼性・透明性の確保

高品質なサービスの提供を実現するために、内部監査、リスク管理、コンプライアンス等の内部統制の整備・強化に積極的に取り組む。

- ・ モニタリングの実施など、コンプライアンスの態勢整備を図ったところであるが、引き続き、研修の強化等により、コンプライアンス基盤を強化。
- ・ 輸送の安全に関する方針・計画等の確実な実施、研修の充実。
- ・ 郵便認証司による適正な認証事務が行われなかった事案、後納の取扱いについてお客様への請求書の遅れや請求額の相違があった事案については、再発防止に取り組む。

(5) 社会・地域への貢献

CSRを経営上の重要課題として捉え、企業としての社会的責任を果たす。

- ・ 障害者に対する政策的低料金でのサービス提供、ひまわりサービスの提供
- ・ エコドライブの推進等による環境に配慮した経営。
- ・ 年賀はがき等の古紙配合率について、調査研究会を設置し検討。

※ 日本通運株式会社との間で、宅配便事業を統合することを目的に、平成 20 年 10 月を目途に新会社を設立する予定であるが、具体的な提携内容を両社で検討中であるため、この事業計画においては、その影響を見込んでいない。

郵便事業株式会社 平成 20 年度事業計画の概要②

2. 郵便事業株式会社法第3条第1項から第3項までに規定する業務の計画

- (1) 郵便事業株式会社法第三条第一項に規定する業務に関する計画
 - ① 郵便の業務（郵便法の規定により行う郵便の業務等）
 - ② 印紙の売りさばき（国の委託により、収入印紙の売りさばき等）
- (2) 郵便事業株式会社法第三条第二項に規定する業務に関する計画
 - ・ お年玉付郵便はがき等の発行（年賀はがき、夏のお便りはがき等の発行）
- (3) 郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務に関する計画
 - ① 国内物流事業（国内貨物運送に関するゆうパック、ゆうメールの業務等）
 - ② 国際貨物運送に関する貨物航空運送事業及び貨物航空運送代理店業（ANA & J P エクスプレスが実施する業務）
 - ③ ロジスティクス事業（グループ内の物流業務や、他の荷主企業の物流業務のコンサルティングや一括して受託する業務）
 - ④ カタログ販売等の受託業務（郵便局株式会社等からの委託により実施）
 - ⑤ いわゆる「ひまわり」サービス（外務員の活用による、高齢者を対象とした、生活用品等の注文内容を記載した郵便物の集荷等）
 - ⑥ 地方公共団体からの受託業務（外務員の活用による、高齢者等の生活状況の確認等）
 - ⑦ 日本放送協会からの受託業務（外務員の活用による、放送受信契約の締結や、受信料の集金等）
 - ⑧ 広告業（J P メディアダイレクトが実施する業務）
 - ⑨ 石油販売業（日本郵便輸送準備会社の子会社が実施する業務）
 - ⑩ 自動車分解整備事業（日本郵便輸送準備会社の子会社が実施する業務）

3. その他事業の運営に関する事項

- (1) 郵便差出箱の設置
引き続き、公社化時の際、現にあまねく全国に設置された本数を維持。
- (2) 郵便物の送達の日数
送達日数達成率が、全国平均 97.0%以上となるよう努める。
なお、総務省の研究会において、サービス水準の指標の在り方について検討されており、その結果を踏まえて指標等の見直しを検討。
- (3) 国際的な協調・連携
万国郵便条約に基づく義務の履行を着実に実施。U P U 等の活動への積極的な参加などを通じ、国際郵便の品質向上を図る。
- (4) 営業所等の設置
現行のサービス水準の確保を前提としつつ、資産効率の向上と効率的なネットワークの構築を図る。
- (5) 社員数
平成 20 年 4 月 1 日の正規社員約 9 万 7,600 人、契約社員等約 8 万 9,300 人

4. 資金計画書、収支予算書

- (1) 資金計画書
 - 収入：44,755 億円（郵便事業収入：15,326 億円 他）
 - 支出：44,755 億円（人件費：11,674 億円、物件費：6,566 億円 他）
- (2) 収支予算書
 - 営業収益：18,881 億円
 - 経常利益：707 億円
 - 当期純利益：549 億円

○ 人件費

- ・ 業務量に応じた労働力の適正配置
(J P S、能率調査・モノサシ再整備 等)
- ・ 間接業務の削減
(報告削減、システム入力負荷軽減 等)
- ・ 区分機での作業処理の拡大
(区分機の処理対象拡大、小包・大型区分機の増備 等)
- ・ 作業方法の見直し
(書留の配達証作業の見直し、転居届の一括処理 等)
- ・ 業務システム化
(暫定システムの改修 等)

○ 物件費

- ・ 費用対効果を踏まえた経費使用等の徹底を図り、本社、支社、支店でのコスト管理の実効性を確保。調達コストについて、施策企画段階からの見直しを実施。
- ・ 運送分野について、日本郵便輸送準備会社において、郵便物等の運送事業会社を子会社化。21 年 3 月末を目途に、1 社に統合することを計画。

① 郵便のユニバーサルサービスの維持

- ・ ユニバーサルサービスとしての郵便サービスの提供を確保。
- ・ 郵便局株式会社と連携して、民営化後も引き続き 2 万 4 千の郵便局の窓口において、郵便の窓口サービスを提供。
- ・ 集配拠点の再編の実施に伴うサービス水準の低下が生じないように、現行サービス水準を維持。

② 社会・地域への貢献

- ・ 障害者に対する政策的低料金でのサービスの提供（第三種・第四種郵便）
- ・ 「ひまわりサービス」の提供（実施地方公共団体 151）

③ 商品・サービスの多様化（新規業務の実施）

- ・ 民営化以降、以下の新規業務を実施
 - 1) ロジスティクス事業（H19/10 から実施）
 - 2) 広告業（H20/2、電通グループとの合弁会社（株）JPメディアダイレクト設立）
- ・ また、以下の新規業務の実施に向けて準備を進めているところ
 - 1) フォワーダー事業（H20/2、山九（株）と共同出資会社を設立することで合意。総務大臣に認可申請）

郵便局株式会社 平成 20 年度事業計画の概要①

1. 業務運営の基本方針

「身近な郵便局ネットワークを通じて、商品・サービスをわかりやすく提供することにより、「お客様の現在と将来のよりよい生活づくり」に貢献し、お客さまや委託会社から長くご利用いただける経営を実現します。」との経営理念の実現を目指す。

① 金融新商品等の取扱開始

お客さまの多様なニーズにお応えするとともに、収益源の多様化による経営の安定確保等のため、変額年金保険、法人（経営者）向け生保商品、第三分野商品の取り扱い及び広告業務を開始する。

② コンプライアンスの徹底、業務品質の向上等

コンプライアンスの徹底、業務品質の向上を経営の最重要課題と位置づけ、内部管理体制の整備、部内者犯罪の防止、個人情報保護、情報セキュリティの確保、事務事故の防止等に取り組む。

③ 効率的な会社運営

人件費については、委託元から求められる業務品質水準を確保しながら、期間雇用社員（高齢再雇用、契約社員、パートタイマー等）を活用等。物件費については、競争契約・複数年契約の推進、通販カタログ方式調達の改善・活用等。施設関連費用については、同関連契約の集約化等による効率的な調達に取組み、省エネルギー技術の導入により光熱水料を削減。

④ CSR（Corporate Social Responsibility）推進

カタログ販売を通じた地域特産物の全国情報発信・地域経済の活性化、不動産開発を通じた地域発展の貢献や地域イベントへの参加等により、地域に愛される郵便局を目指す。

省エネ・省資源に取組み、環境に配慮した郵便局運営を行う。

2. 郵便局株式会社法第 4 条第 1 項から第 3 項までに規定する業務の計画

1 郵便局株式会社法第 4 条第 1 項に規定する業務に関する計画

- ① 郵便事業会社の委託を受けて行う郵便窓口業務を実施する。
- ② 郵便事業会社の委託を受けて行う印紙の売りさばきを実施する。

2 郵便局株式会社法第 4 条第 2 項に規定する業務に関する計画

- ① 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定する郵便局取扱事務（証明書交付事務）に係る業務を実施する。
当該事務以外の事務（ごみ処理券等の販売やバス利用券等の交付等の受託窓口事務）を実施する。
- ② 郵便事業会社の委託を受けて行う国内物流事業に係る窓口業務を実施する。
- ③ ゆうちょ銀行の委託を受けて行う銀行代理業務を実施する。
- ④ かんぽ生命等を所属保険会社として行う保険募集を実施する。
- ⑤ ゆうちょ銀行の委託を受けて行う金融商品仲介業を実施する。
- ⑥ 損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及びこれに付随する業務を実施する。自動車保険の販売を行う。
- ⑦ カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務等を実施する。また、郵便局店頭スペース等を活用し、陳列販売を開始する。
- ⑧ その他、かんぽ生命の委託を受けて行う簡易郵便局受託者等に対する教育・指導・管理に係る業務、当せん金付証票の発売等の事務に係る業務、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の再委託を受けて行う管理業務、等を行う。

郵便局株式会社 平成 20 年度事業計画の概要②

3 郵便局株式会社法第 4 条第 3 項に規定する業務に関する計画

不動産業務(不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業)を実施する。
東京中央郵便局、大阪中央郵便局、名古屋中央郵便局駅前分室などの事業化に向けて、設計、関係者との協議等を進めていく。

郵便局店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲載等の広告業務を開始する、等。

3. 郵便局の設置に関する計画

郵便局株式会社法第 5 条及び郵便局株式会社法施行規則に定めるところに基づき、郵便局ネットワーク水準の維持を旨として郵便局を設置する。

郵便局の設置状況は以下のとおり(20 年 2 月 1 日現在)。

- 営業中の郵便局は、24,094 局(直営の郵便局 20,233 局(分室 31 含む)、簡易郵便局 3,861 局)。
- 20 年度の郵便局の設置は、新設 1 局、廃止 1 局を予定。
- 一時閉鎖の郵便局は 446 局(直営の郵便局 8 局、簡易郵便局 438 局)。

[簡易局の一時閉鎖対策]

- 地公体等へ協力を継続依頼しながら、公募を行い早期再開に向け取組む。
- 手数料の見直し、簡易局のサポート体制の改善等の対策を通じ、環境の整備に取組む。

(参考)「簡易局チャネルの強化のための検討会」最終とりまとめ(20.3.21 公表)

- ・取扱手数料を見直し(現行手数料の固定部分の約 4 割引上げ等)
- ・簡易局のサポート体制を改善(サポートマネジャーの業務知識向上等)等
- 応急的な対応として、「移動郵便局」の開設、渉外社員による「巡回サービス」の提供、分室の暫定的開設を全国 100 か所程度で実施。

4. その他事業の運営に関する事項

1 コンプライアンスの徹底、業務品質の向上等

- ① 業務品質向上に向けた体制整備
- ② 部内者犯罪などコンプライアンス違反の抑止
- ③ 郵便局におけるスキルアップ、コンプライアンス意識向上のための取組等
- ④ 簡易郵便局のサポート強化
- ⑤ 点検・業務指導の実施
- ⑥ 郵便局からの迅速な報告と報告内容の管理・分析・再発防止
- ⑦ 迅速・的確なお客さま対応

2 郵便局別損益管理による自律的経営管理

郵便局別損益の定着(自律的に自局の損益改善に取組み)、支社サポートスタッフによる経営管理サポートにより、会社全体の損益改善を目指す。

3 自社システム等の開発等

事業基盤機能の強化、窓口業務の効率化及び営業力強化を実現するため、

- ① 3 事業及び新サービスの追加に柔軟に対応可能な汎用端末の試行機開発、
- ② 防犯・事故防止と業務品質向上へ向けた日締の自動化・データ収集システムの基本的なシステム設計等を行う。

5. 資金計画書、収支予算書

(1) 資金計画書

- 収入：17,580 億円
- 支出：17,580 億円(人件費：9,814 億円、物件費：2,822 億円 他)

(2) 収支予算書

- 営業収益：12,768 億円(郵便受託手数料：2,207 億円
銀行受託手数料：6,111 億円
保険受託手数料：4,176 億円 他)
- 経常利益：379 億円
- 当期純利益：315 億円

① 郵便局の窓口サービスの水準の維持

- ・ 郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命から委託を受け、民営化後も引き続き郵便局の窓口において、郵便、貯金、保険それぞれの窓口サービスを提供

② 商品・サービスの多様化（新規業務の実施）

- ・ 民営化以降、以下の新規業務を実施
 - 1) 自動車保険（H19. 10. 1～）
 - 2) カタログ販売（H19. 10. 1～）
 - 3) 郵便等関連商品の陳列販売（H20. 3. 19～）
 - 4) 郵便局窓口ロビーへのパンフレット掲載等の広告業務（H20. 4. 1～）
- ・ また、以下の新規業務の実施に向けて準備を進めているところ
 - 1) 変額年金保険（H20. 5 月下旬実施予定）
 - 2) 法人（経営者）向け生保商品（H20. 10 月実施予定）
 - 3) 第三分野商品（H20. 10 月実施予定）